

# 「保険法施行に伴う取扱変更に関する特則」のおもなポイント

## 1 年金・保険金等のお支払い時期(平成22年3月1日以後適用します)

年金・保険金等のお支払にあたっては、お客さまからのご請求の後に当社でお支払事由に該当しているかどうかの確認・照会・調査が必要な場合があります。現在適用されている約款ではこの確認等が終わるまでお支払いを延期していましたが、保険法において年金・保険金等のお支払い時期に関する規定が新設されたことを受け、お支払事由に該当しているかどうかの確認等が必要な場合のお支払い時期を以下のように定めます。なお上記の確認等が必要ない場合は、請求書類が当社に到着した日(※)の翌日から、その日を含めて5営業日以内にお支払いします。

保険金等をお支払いするために確認が必要な次の場合	<ul style="list-style-type: none"><li>①保険金等のお支払事由発生の有無の確認が必要な場合</li><li>②保険金等の免責事由に該当する可能性がある場合</li><li>③告知義務違反に該当する可能性がある場合</li><li>④重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合</li></ul>	お支払い時期 請求書類が当社に到着した日(※)の翌日から45日以内にお支払いします。
上記①～④の確認を行うために特別な照会や確認が必要な次の場合	a.医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合	お支払い時期 請求書類が当社に到着した日(※)の翌日から60日以内にお支払いします。
	b.弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会が必要な場合 c.研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 d.保険契約者、被保険者または保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴、その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 e.日本国外における調査が必要な場合	お支払い時期 請求書類が当社に到着した日(※)の翌日から180日以内にお支払いします。

(※)請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

## 2 重大事由による解除(平成22年3月1日以後適用します)

保険制度の健全性を維持するため、保険法では、保険契約者等が死亡保険金等を詐取する目的でお支払い事由を発生させるなど、保険会社との間の信頼関係が損なわれる重大事由が生じた場合、保険会社が保険契約を解除することができる規定が新設されました。

現在適用されている約款でも重大事由による解除を定めていましたが、新設された規定を受け、約款記載の文言を規定にあわせた表現に変更しています。

## 3 死亡保険金受取人による保険契約の存続(平成22年4月1日以後適用します)

保険法では、保険契約の差押えやご契約者の破産等により、その差押債権者や破産管財人等が保険契約を解約しようとした場合に、保険金受取人が一定の手続きをとることにより、保険契約を継続できる規定が新設されました。これは、保険契約が一度解除されると、被保険者の健康状態や年齢等によっては再度ご契約いただくことが困難であったり、保険料が高額になってしまったりすることがあるなどの不利益を考慮し、保険金受取人の保護のために設けられた制度です。

これを受け当社では、現在ご契約いただいている保険契約につきましても、当該規定にしたがいお取扱いします。

詳細は「保険法施行に伴う取扱変更に関する特則」をご参照ください。またご不明な点などございましたら、当社カスタマーサービスセンターへお問い合わせください。



カスタマーサービスセンター



携帯・PHS OK

0120-60-1221

受付時間:

月～金曜日 9:00～17:00

(祝休日・年末年始の休日を除く)

このご案内は、お手元の「ご契約のしおり・約款」、「保険証券」とともに、大切に保管してください。